

# 特集 厚生年金基金制度の見直し等について

## 厚生年金基金制度の見直し法案が可決・成立しました



### これまでの経緯

厚生年金基金制度については、昨年2月に発覚したAIJ投資顧問による年金資産消失問題を契機に、厚生労働省の有識者会議、社会保障審議会年金部会などで、制度そのもののあり方等についての議論が進められてきました。

前政権の民主党において取りまとめられた方向は、

制度の段階的縮小・廃止を前提としたものでしたが、昨年12月の自公政権への交代後、今年4月に国会に提出された本法案では、一定の財政基準を満たした基金については存続の途が開かれることになりました。その後、本法案は、衆議院で一部修正を経たうえで、6月19日に参議院で可決・成立しました。

### 法律の概要

#### 1. 代行割れ基金（基金の積立金が国の代行部分をまかなうために必要な額を下回っている基金）

施行日（平成26年4月1日予定）から5年間で「代行割れ」に集中的に対応する期間とし、基金の早期解散を促す。

#### 2. 代行割れしていない基金…… 当基金が該当

##### (1) 法施行日から5年以内

代行部分を返上して、基金独自の加算部分の積立金により企業年金制度等に移行する。自主解散も可能。

##### (2) 5年後以降

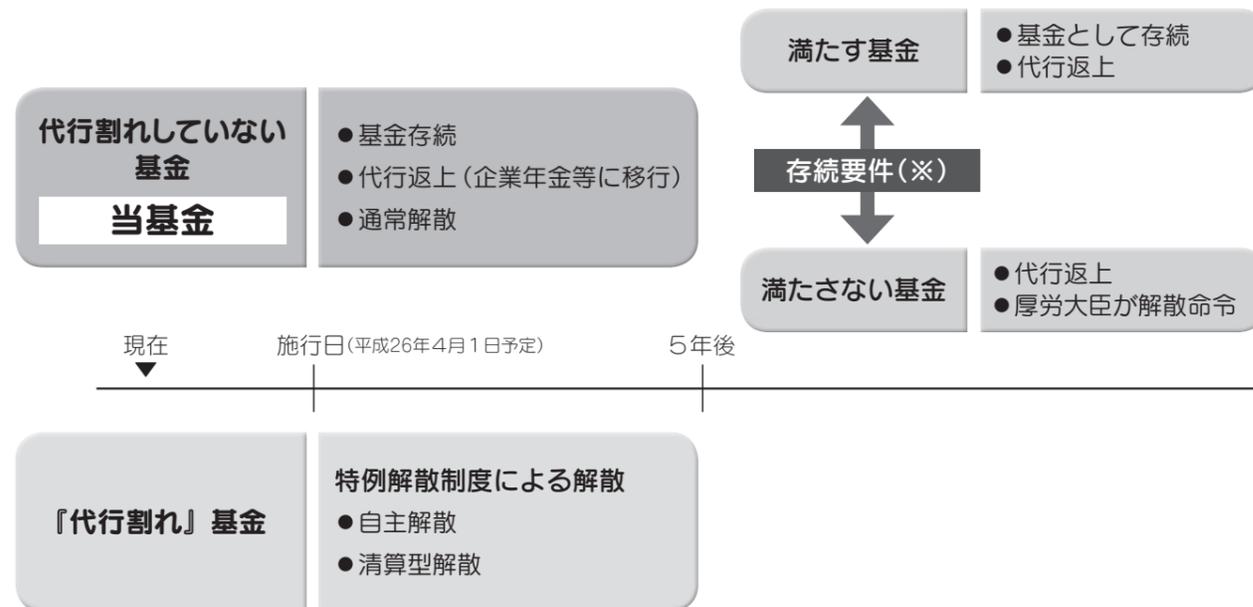
◆一定の存続要件（注）を満たす健全な基金は、基金として存続可能。また、他の企業年金制度等への移行も可能。

（注）代行部分の債務（最低責任準備金）の1.5倍以上の資産を保有しているか、「代行部分+加算部分」の債務（最低積立基準額）以上の資産を保有していること。

◆前記の存続要件を満たさない基金

代行部分を返上して他の企業年金制度等に移行するか、できなければ厚生労働大臣が解散命令を発動。

### 見直しのプロセス（イメージ図）



#### (※)存続要件

- 代行部分の債務（最低責任準備金）の1.5倍以上の資産を保有していること
- 最低積立基準額以上の資産を保有していること

### 今後の対応について

今回の厚生年金基金制度の見直し法案では、多くの基金が積立不足になった原因や、加入員・受給者に対する老後の影響等の議論がなく、基金制度の廃止を前提とした議論がされたところです。

今後当基金としては、理事会・代議員会等で適切な対応策を検討していくこととしております。

